

湘南歯科衛生士専門学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、学校教育法及び歯科衛生士法の規定に基づき、歯科衛生士に関する専門知識及び技術を修得させ、職業若しくは實際生活に必要な能力の育成と教養の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、湘南歯科衛生士専門学校（以下「本校」という。）と称する。

(位 置)

第3条 本校は、神奈川県平塚市八重咲町1番6号に置く。

(設置者)

第4条 本校は、学校法人清水学園が設置経営する。

(課程及び学科、修業年限、学級数、定員等など)

第5条 本校に設置する課程及び学科、修業年限、学級数、定員等は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜の別	修業年限	学級数	入学定員	収容定員
医療 専門課程	歯科衛生士 科	昼	3年	6学級	80人	240人

第2章 学年及び学期、休業日等

(学 年)

第6条 本校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 本校の学年は次の2期に区分する。

(1) 前 期 4月1日から9月30日まで

(2) 後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 本校の休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 夏季休業 7月29日から8月31日まで

(5) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

(6) 学年末休業 3月25日から3月31日まで

(7) 創立記念日（11月1日）

(8) その他校長が必要と認めた日

2 校長が必要と認めた場合には、効率的な教育課程を遂行するため、前項に規定する各休業日を登校日とすることができる。

(始業及び終業の時刻)

第9条 本校の始業及び終業の時刻は、午前9時から午後4時20分までとする。

第3章 教育課程

(教育課程及び授業時数・単位時間)

第10条 本校の教育課程及び授業時数は別表のとおりとする。

- 2 別表において、単位の計算方法は、1単位の授業科目を15時間から45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする。
- 3 1単位の授業時数は、講義及び演習については15時間から30時間、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定める。
- 4 臨地(臨床)実習については、1単位を45時間の実習をもって構成することとする。
- 5 その他校長が必要と認めたときは、設置学科目以外の講義を行うことができる。

第4章 教職員組織

(教職員組織)

第11条 本校に次の教職員を置く。

種別	課程名	医療専門課程
	校長	1名
	副校長	1名
	専任教員	7名以上
	講師	10名以上
	事務職員	3名
	学校医	1名

- 2 前項の規定において、専任教員のうち1名を教務主任とする。
- 3 校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。
- 4 副校長は、校長を補佐する。
- 5 教職員の校務分掌は、校長が別に定める。

(自己点検及び自己評価)

第12条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について、校内研修及び学生へのアンケート等により自ら点検及び評価を行うものとする。

第5章 入学及び入学手続等

(入学時期)

第13条 入学及び進級の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第14条 本校に入学できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)に合格した者
- (5) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者
- (6) 本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者

(入学試験)

第15条 本校に入学を希望する者は、AO入学試験・推薦入学試験・一般入学試験の内のいずれかの試験を受験しなければならない。

2 前項の推薦入学試験には、指定校推薦入学試験・校長推薦入学試験・自己推薦入学試験がある。

(出願手続)

第16条 本校に入学を希望する者は、定められた期日内に本校学生募集要項に定める入学願書等の書類に検定料を添え、願い出なければならない。

(入学試験及び入学許可)

第17条 本校に入学を志願する者に対しては、筆記試験としての作文及び面接を実施し、作文と面接の評定及び高等学校の調査書等を総合的に選考し、校長が入学を許可する。

(入学手続)

第18条 入学許可を受けた者(以下「学生」という。)は、本校の指定する期日までに必要な学費等を納入し、保証人2名を記載した保証書及び誓約書を校長に提出しなければならない。

2 前項の手続きを怠り、または入学期日に許可なく出席しない場合には、入学許可を取り消すことがある。

3 第1項に規定する保証人2名のうち、1名は父母若しくは近親者、他の1名は原則として、神奈川県内に在住する独立の生計を営む者でなくてはならない。

(異動の届出)

第19条 本人及び保証人の身分上に異動または住所変更等があった場合には、直ちに異動届を校長に提出しなければならない。

第6章 教育課程の修了及び卒業の認定

(学業成績)

第20条 学業成績は、学科試験及び実習並びに平素の成績等により評定する。

(欠席)

第21条 学生が欠席する場合は、校長に欠席届を提出しなければならない。ただし、病気・怪我により引き続き1週間以上欠席する場合には、医師の診断書を添付しなければならない。

(試験)

第22条 学科試験は、定期試験及び臨時試験の区別により、学則に定める別表の各設置科目の内、「講義」及び「講義・実習」科目について行う。

2 定期試験は、学期末試験及び卒業試験とする。

3 臨時試験は、校長が必要と認めたとときに行う。

(受験資格)

第23条 前条の受験資格を得るためには、学則に定める別表の各設置科目の各授業時数の3分の2以上を出席しなければならない

(補習)

第24条 学生が、学則に定める別表の各設置科目の内、「講義」及び「講義・実習」科目の学科試験を受けた結果、基準点に満たなかった学生は、必要な補習を受けなければならない。

(合格点)

第25条 各試験の成績は1科目100点満点として、60点以上の成績を合格点とする。

(再試験)

第26条 各試験の成績が合格点に達しない者は、必要な補習を受けた後1回限り再試験を受けることが出来る。

2 再試験を受ける者は再試験許可願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

3 再試験の期日は別に定める。

(追試験)

第27条 試験に欠席した理由がやむを得ない事情と認められる者は、追試験を受けることが出来る。

2 追試験を受ける者は追試験許可願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

3 追試験の期日は別に定める。

(進級及び卒業)

第28条 進級及び卒業の認定は、学業成績並びに出席状況 について評定のうえ、教務委員会の議を経て校長が行う。

(卒業証書等)

第29条 校長は、所定の教育課程を修了したと認める者に卒業証書を授与する。

2 卒業が認定された者は、専門士（医療専門課程）と称することが出来る。

(休学)

第30条 学生が、病気その他やむを得ない理由で引き続き2ヶ月以上出席することができない場合は、校長に休学願を提出し、その許可を受けなければならない。なお、病気・怪我の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

2 休学期間は1年以内とする。

3 休学期間中も授業料を納付しなければならない。

(復学)

第31条 復学を希望する者は、復学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。なお、病気・怪我による休学の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(転入学)

第32条 厚生労働大臣または文部科学大臣の指定した他の歯科衛生士学校の学生が、その所属長の承諾書を添えて本校へ転入を志願したときは、定員に欠員があった場合に限り、校長がこれを許可することができる。

2 転入学の時期は、毎学年度の始めとする。

(転学)

第33条 在学中の学生が転学を希望し、転学願いを提出したときは、やむを得ないと認定した場合に限り、校長はこれを認める。

2 転学の時期は、毎学年度の始めとする。

(在学期間)

第34条 本校の学生の在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることはできない。

(退学)

第35条 学生が退学しようとする場合は、退学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(健康管理)

第36条 本校の学生は、入学時の健康状態について、学生個人票に記載して提出しなければならない。

2 本校の学生には、毎年度の始めに定期健康診断を受けさせるとともに、学生の疾病の予防と保健衛生の維持に必要な措置を行う

第7章 学生納付金及び実費負担金

(学生納付金及び実費負担金)

第37条 学生納付金の入学検定料及び入学金、授業料等は次のとおりとする。

(1) 入学検定料	20,000円
(2) 入学金	100,000円
(3) 授業料(年額)	680,000円
(4) 実習費	90,000円
(5) 設備費	30,000円
合 計	920,000円

2 学生は学生納付金のほか実費負担金として、教科書・実習用具・実習用白衣・シューズ・研修旅費等の実費分を納入しなければならない。

(納入期日)

第38条 学生納付金及び実費負担金は、校長が指定した期日までに、これを納入しなければならない。

(分納)

第39条 校長は授業料及び実習費等の分納について、やむを得ない事情があると認めたときは、その分納を許可することができる。

2 学費の分納を希望する者は、学費分割納入許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

(退学及び休学の場合の授業料)

第40条 学年の中途における退学の場合には、当該退学の日の属する学年に係わる授業料は全額納付しなければならない。

2 休学期間中の授業料は、年額の半額とし、休学及び復学の時期によって次により納入するものとする。

(1) 年度の始めから休学するときは、年額の授業料の半額を納入する。ただし、年度の中途に復学する場合は、残り半額の授業料を納入する。

(2) 前期の中途に休学するときは、既に納入した年額の授業料の半額を返還する。

(3) 後期の中途に休学するときは、既に納入した年額の授業料は返還しない。

第8章 委員会

(委員会)

第41条 本校に、重要事項を審議するため、次の委員会を置く。

- (1) 教務委員会
- (2) 運営委員会
- (3) この両委員会の運営に必要な事項は別に定める。

第9章 賞 罰

(褒 賞)

第42条 学業及び品行ともに優れ、他の模範となる者は、これを褒賞することができる。

(懲 戒)

第43条 学生が、学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があった場合には、懲戒処分を行う。

- 2 懲戒は訓告及び停学、退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号に該当する学生に対して命ずることができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
 - (5) 本校に納入すべき諸費を許可なく滞納した者

第10章 補 則

(施行細則)

第44条 本学則の施行に関して必要な細則は、校長が別にこれを定める。

附 則

この学則は、昭和55年2月26日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月16日から施行する。ただし、学則第3条の改正規定は、昭和60年3月31日までとする。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、昭和60年3月31日に在学する学生については、改正後の学則第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

なお、すでに在籍している学生の納付金については、従前の例による。

(修業年限を3年制に変更)

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、平成25年3月31日に在学する学生については、改正後の学則第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

さらに、学則37条(2)、(3)の改正規定は、平成26年4月1日から在学する学生の納付金であり、すでに在籍している学生の納付金については、従前の例による。